

令和7年3月31日

鈴鹿市規則第 15 号

鈴鹿市市営住宅条例施行規則（平成 9 年鈴鹿市規則第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
第 1 条 略 <u>(条例第 5 条第 1 項第 2 号に規定する者)</u> <u>第 1 条の 2 条例第 5 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> <u>(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）</u> <u>第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童</u> <u>(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者</u> (条例第 5 条第 1 項第 3 号ア(ア) a に規定する障害の程度) <u>第 1 条の 3 条例第 5 条第 1 項第 3 号ア(ア) a に規定する規則で定める程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1)～(3) 略	第 1 条 略 (条例第 5 条第 1 項第 3 号ア(ア) a に規定する障害の程度) <u>第 1 条の 2 条例第 5 条第 1 項第 3 号ア(ア) a に規定する規則で定める程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1)～(3) 略

(4) 特殊の疾病による障害（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害をいう。以下同じ。） 同項の主務大臣が定める程度に相当する障害の程度

第1条の4 略

（条例第5条第2項第2号に規定する障害の程度）

第1条の5 条例第5条第2項第2号に規定する規則で定める程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 身体障害 第1条の3第1号に規定する程度

(2)・(3) 略

(4) 特殊の疾病による障害 第1条の3第4号に規定する程度

（条例第5条第2項第3号に規定する障害の程度）

第1条の6 条例第5条第2項第3号に規定する規則で定める程度は、第1条の4に規定する程度とする。

（条例第5条第2項第9号に規定する者）

第1条の7 条例第5条第2項第9号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等

第1条の3 略

（条例第5条第2項第2号に規定する障害の程度）

第1条の4 条例第5条第2項第2号に規定する規則で定める程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 身体障害 第1条の2第1号に規定する程度

(2)・(3) 略

（条例第5条第2項第3号に規定する障害の程度）

第1条の5 条例第5条第2項第3号に規定する規則で定める程度は、第1条の3に規定する程度とする。

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(抽選及び入居資格審査)

第4条 略

2・3 略

4 市長は、前項の入居資格の審査を行い、適格と認める場合は、入居を決定するものとする。

(優先的入居)

第6条 条例第8条第5項第4号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) 略

(契約書の添付書類等)

第7条 契約書には、入居決定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類を添付するものとする。

2 条例第10条第4項に規定する特別な事情は、次に掲げるものとする。

(1) 入居決定者が条例第5条第2項各号のいずれかに該当する者であるとき。

(2) 略

(3) 入居決定者が条例第8条第5項各号のいずれかに該当する者であるとき。

(4) 現に同居し、又は同居しようとする親族に18歳未満の者が3人以上いるとき。

(5) 入居者及び現に同居し、又は同居しようとする親族の収入の合計が著しく低

(抽選及び入居資格審査)

第4条 略

2・3 略

4 市長は、前項の入居資格の審査を行い、適格と認めた場合は、入居を決定するものとする。

(優先的入居)

第6条 条例第8条第5項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) 略

(契約書の添付書類等)

第7条 契約書には、入居決定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類を添付させるものとする。

2 条例第10条第4項に規定する特別な事情は、次に掲げるものとする。

(1) 入居決定者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき。

(2) 略

額であると市長が認めるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別な事情があると認めるとき。

(連帯保証人)

第8条 略

2 入居者は、次の各号に掲げるとき又は入居者において連帯保証人の変更をしようとするときは、速やかにこれに代わる連帯保証人を定め、契約書を添えて市長の承認を受けなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が連帯保証人を不適當と認めるとき。

3 略

(緊急連絡先)

第8条の2 条例第10条第4項の規定により連帯保証人の連署を必要としない者は、緊急の際に市長が確実に連絡することができる者(以下この条において「緊急連絡先となる者」という。)を定め、市営住宅緊急連絡先届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の緊急連絡先届出書には、緊急連絡先となる者の住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添付するものとする。

(一時不在の承認)

第14条 入居者は、条例第26条の規定により一時不在の承認を受けようとするときは、市営住宅一時不在承認申請書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な事情があると認めたとき。

(連帯保証人)

第8条 略

2 入居者は、次の各号に掲げるとき又は入居者において連帯保証人の変更をしようとするときは、速やかにこれに代わる連帯保証人を定め、契約書を添えて市長の承認を受けなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が連帯保証人を不適當と認めたとき。

3 略

(緊急連絡先)

第8条の2 条例第10条第4項の規定により連帯保証人の連署を必要としない者は、緊急の際に市長が確実に連絡することができる者(以下この条において「緊急連絡先となる者」という。)を定め、緊急連絡先届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の緊急連絡先届出書には、緊急連絡先となる者の住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添付させるものとする。

(一時不在の承認)

第14条 入居者は、条例第26条の規定により一時不在の承認を受けようとする者は、市営住宅一時不在承認申請書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

2 略

(模様替えの承認申請等)

第16条 入居者は、条例第29条第1項ただし書の規定により市営住宅の模様替えの承認を受けようとするときは、市営住宅模様替え承認申請書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

2 条例第29条第1項ただし書の承認は、模様替えが市営住宅の管理上支障がないものであり、かつ、模様替えをすることについてやむを得ない事情があると認められる場合に限り、行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、市営住宅模様替え承認(不承認)決定通知書(第19号様式)により当該申請をした者に通知する。

(収入超過者等の更正の申出)

第17条 略

2 市長は、条例第30条第3項後段の規定により更正したときは、市営住宅収入超過者(高額所得者)収入更正認定通知書(第21号様式)により前項の申請した者に通知する。

(明渡し期限の延長の申出等)

2 略

(模様替え又は増築の承認申請等)

第16条 入居者は、条例第29条第1項の規定により市営住宅の模様替え又は増築の承認を受けようとするときは、市営住宅模様替え(増築)承認申請書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市営住宅の模様替え又は増築の承認基準は、次のとおりとする。

(1) 模様替え 市営住宅を毀損しない程度の模様替えでやむを得ない事情があると認められるもの

(2) 増築 居室、浴室又は物置の増築で当該増築の床面積の合計が10平方メートル以内のもの

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、市営住宅模様替え(増築)承認(不承認)決定通知書(第19号様式)により当該申請をした者に通知する。

(収入超過者等の更正の申出)

第17条 略

(明渡し期限の延長の申出等)

第18条 条例第33条第4項の規定による申出は、市営住宅明渡し期限延長承認申請書（第22号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、市営住宅明渡し期限延長承認（不承認）決定通知書（第23号様式）により当該申請をした者に通知する。

（明渡しの請求を受けた高額所得者から徴収することができる損害賠償金の額）

第19条 条例第34条第2項に規定する規則で定める損害賠償金の額は、当該市営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

（新たに整備される市営住宅への入居の申出）

第20条 条例第38条第1項の規定により新たに整備される市営住宅への入居を希望する者は、建替市営住宅入居希望申出書（第24号様式）を市長に提出しなければならない。

（明渡しの届出）

第21条 入居者は、条例第41条第1項の規定により市営住宅を明け渡そうとするときは、市営住宅返還届出書（第25号様式）を市長に提出しなければならない。

（明渡しの請求を受けた不正入居者等から徴収することができる損害賠償金の額）

第22条 条例第42条第3項及び第4項に規定する規則で定める損害賠償金の額は、当該市営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

第18条 条例第33条第4項の規定による申出は、市営住宅明渡し期限延長承認申請書（第21号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、市営住宅明渡し期限延長承認（不承認）決定通知書（第22号様式）により当該申請をした者に通知する。

（明渡しの請求を受けた高額所得者から徴収することができる損害賠償金の額）

第19条 条例第34条第2項に規定する損害賠償金の額は、当該市営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

（新たに整備される市営住宅への入居の申出）

第20条 条例第38条第1項の規定により新たに整備される市営住宅への入居を希望する者は、建替市営住宅入居希望申出書（第23号様式）を市長に提出しなければならない。

（明渡しの届出）

第21条 入居者は、条例第41条第1項の規定により市営住宅を明け渡そうとするときは、市営住宅返還届出書（第24号様式）を市長に提出しなければならない。

（明渡しの請求を受けた不正入居者等から徴収することができる損害賠償金の額）

第22条 条例第42条第3項及び第4項に規定する損害賠償金の額は、当該市営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

(社会福祉事業等に使用する場合は許可申請)

第23条 社会福祉法人等は、条例第44条第1項の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市営住宅使用許可申請書(第26号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、市営住宅使用許可(不許可)決定通知書(第27号様式)により当該申請をした者に通知する。

(社会福祉事業等に使用する場合は使用料)

第24条 条例第45条第1項及び第2項に規定する規則で定める額は、収入が条例第5条第1項第3号ウに規定する金額の入居者の家賃の額とする。

(社会福祉事業等の申請内容の変更の報告)

第26条 社会福祉法人等は、条例第43条に規定する使用許可の内容に変更が生じたときは、市営住宅使用許可変更報告書(第28号様式)により市長に報告しなければならない。

(みなし特定公共賃貸住宅として市営住宅を使用する場合の準用)

第27条 略

(駐車場を使用できる自動車等)

第28条 条例第54条に規定する市営住宅の共同施設として整備された駐車場(以下「駐車場」という。)に駐車することができる自動車は、次に掲げる要件を具備するものでな

(社会福祉事業等に使用する場合は許可申請)

第23条 社会福祉法人等は、条例第44条第1項の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市営住宅使用許可申請書(第25号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、市営住宅使用許可(不許可)決定通知書(第26号様式)により当該申請をした者に通知する。

(社会福祉事業等に使用する場合は使用料)

第24条 条例第45条第1項に規定する使用料の額は、収入が条例第5条第3号ウに規定する金額の入居者の家賃の額とする。

(社会福祉事業等の申請内容の変更の報告)

第26条 社会福祉法人等は、条例第43条に規定する使用許可の内容に変更が生じたときは、市営住宅使用許可変更報告書(第27号様式)により市長に報告しなければならない。

(みなし特定公共賃貸住宅として市営住宅を使用する場合の準用)

第27条 略

なければならない。ただし、道路運送車両法
(昭和26年法律第185号)第58条第1項に規
定する自動車検査に適合しない自動車を除
く。

(1) 入居者又は同居者の使用する自動車
であること。

(2) 道路運送車両法第3条に規定する普
通自動車(旅客及び貨物の運送の用に供
する普通自動車であつて、最大積載量が
2トンを超えるものを除く。)、小型自動
車及び軽自動車であること。

2 駐車場1区画あたりに駐車できる自動車
の数は、1台とする。

(駐車場の名称及び位置)

第28条の2 条例第54条の2に規定する駐車
場の名称及び位置は、別表第1のとおりと
する。

(駐車場の使用の申込み)

第28条の3 条例第55条の2第1項の規定に
より駐車場を使用しようとする者は、市営
住宅駐車場使用申込書(第29号様式)に次に
掲げる書類を添付して市長に提出しなけれ
ばならない。

(1) 当該駐車場に駐車する自動車の道路
運送車両法第60条第1項に規定する自動
車検査証の写し

(2) 条例第55条の2第3項ただし書に規
定する場合にあつては、身体障害者手帳
の写しその他の駐車場の使用について配
慮を必要とする事情を証する書類

(駐車場の使用の申込み)

第28条 条例第55条の規定により駐車場の使
用許可を受けようとする者は、市営住宅駐
車場使用許可申請書(第28号様式)を市長に
提出しなければならない。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が
必要と認める書類

2 前項の規定により申込みをすることがで
きる駐車場の区画数は、1戸につき1区画
とする。ただし、駐車場の区画に未使用の区
画があるときは、この限りでない。

(抽選)

第28条の4 条例第55条の2第3項本文の規
定による使用者の決定は、公開抽選による
ものとする。ただし、市長が特に認める場合
については、この限りでない。

2 公開抽選に当たっては、募集する停車場
の区画数に相当する数の当選者を選ぶもの
とする。

(市営住宅駐車場使用決定通知書)

第28条の5 条例第55条の2第4項の規定に
よる通知は、市営住宅駐車場使用決定(不決
定)通知書(第30号様式)によるものとする。

(駐車場の使用料)

第28条の6 条例第55条の3第2項に規定す
る規則で定める額は、別表第2のとおりと
する。

2 市長は、条例第55条の3第3項の規定に
より駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予
を受けようとする者は、市営住宅駐車場使
用料減免(徴収猶予)申請書(第31号様式)
を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった
ときは、その可否を決定し、市営住宅停車場
使用料減免(徴収猶予)決定通知書(第32号

2 市長は、前項の規定による申請があった
ときは、その可否を決定し、市営住宅停車場
使用許可(不許可)決定通知書(第29号様式)
により当該申請をした者に通知する。

様式)により当該申請をした者に通知する。

4 市長は、条例第55条の3第5項の規定により駐車場の使用料を変更しようとするときは、当該変更後の駐車場の使用料をあらかじめ使用者に通知するものとする。

(駐車場の申込内容の変更の届出)

第29条 使用者は、第28条の3第1項の規定による申込みの内容に変更が生じたときは、市営住宅駐車場申込内容変更届出書(第33号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(明渡しの請求を受けた不正使用者等から徴収することができる損害賠償金の額)

第29条の2 条例第56条第2項において読み替えて準用する条例第42条第4項に規定する損害賠償金の額は、当該駐車場の使用料の額の2倍に相当する額とする。

(駐車場の一時不使用の届出)

第30条 使用者が駐車場を引き続き1月以上使用しないときは、市営住宅駐車場一時不使用届出書(第34号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(駐車場の明渡し)

第31条 使用者は、条例第56条の2において読み替えて準用する条例第41条第1項の規定により駐車場を明け渡そうとするときは、市営住宅駐車場返還届出書(第35号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(駐車場における禁止行為)

(駐車場の一時不使用の届出)

第29条 条例第55条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が駐車場を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

(駐車場の転貸等の禁止)

第32条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 条例第55条の2第2項及び第3項の規定により決定を受けた駐車場の区画以外の区画に駐車すること。

(2) 駐車場の区画を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡すること。

(3) 駐車場の区画を駐車場以外の用途に使用すること。

(4) 駐車場の区画内に引火性若しくは発火性の物品又は他の使用者の駐車に支障となる物品を持ち込むこと。

(5) 駐車場の区画の現状を変更し、又はこれに工作物を設置すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が駐車場の管理上支障があると認める行為

(駐車場における事故等の免責)

第33条 駐車場において、自動車相互の接触若しくは衝突により生じた損害、自然災害若しくは不可抗力による損害又は盗難その他第三者の行為に起因して生じた損害については、市はその責めを負わない。

第30条 使用者は、駐車場を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡してはならない。

(駐車場の用途変更の制限)

第31条 使用者は、駐車場を駐車場以外の用途に使用してはならない。

(駐車場の模様替えの制限)

第32条 使用者は、駐車場を模様替えしてはならない。

(駐車場の検査)

第33条 使用者は、駐車場を明け渡そうとするときは、7日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

(市営住宅管理人)

第34条 条例第57条第3項に規定する市営住宅管理人（以下「管理人」という。）は、原則として、市営住宅入居者で市営住宅管理に理解のある者のうちから市長が適当と認める者をもって充てる。

(管理人の職務)

第35条 管理人は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 略

(管理人の解任)

第37条 市長は、管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず解任するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(身分証票)

第38条 条例第58条第3項に規定する身分を示す証票は、身分証明書(第36号様式)とする。

別表第1 (第28条の2関係)

<u>名称</u>	<u>位置</u>
<u>岡田団地駐車場</u>	<u>岡田三丁目</u>
<u>安塚団地駐車場</u>	<u>安塚町、北玉垣町</u>
<u>一ノ宮団地駐車場</u>	<u>一ノ宮町</u>
<u>十宮団地駐車場</u>	<u>十宮三丁目</u>
<u>桜島団地駐車場</u>	<u>桜島町五丁目</u>

(市営住宅管理人)

第34条 条例第57条第3項に規定する市営住宅管理人（以下「管理人」という。）は、原則として、市営住宅入居者で市営住宅管理に理解のある者のうちから市長が適当と認めた者をもって充てる。

(管理人の職務)

第35条 管理人は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 駐車場の位置確認

(6) 略

(管理人の解任)

第37条 市長は、管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず解任するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

(身分証票)

第38条 条例第58条第3項に規定する身分を示す証票は、身分証明書(第30号様式)とする。

<u>ハイツ旭が丘駐車場</u>	<u>中旭が丘三丁目、</u> <u>中旭が丘四丁目</u>
<u>高岡山杜の郷駐車場</u>	<u>高岡台四丁目</u>
<u>潮風の街磯山駐車場</u>	<u>東磯山二丁目</u>

別表第 2（第 28 条の 6 関係）

<u>名称</u>	<u>1 戸当たりの</u> <u>使用料（月額）</u>	
	<u>1 区画目</u> <u>（1 台</u> <u>目）</u>	<u>2 区画目</u> <u>（2 台</u> <u>目）以降</u>
<u>岡田団地駐車場</u>	<u>1,900 円</u>	<u>3,800 円</u>
<u>安塚団地駐車場</u>	<u>1,700 円</u>	<u>3,400 円</u>
<u>一ノ宮団地駐車場</u>	<u>1,200 円</u>	<u>2,400 円</u>
<u>十宮団地駐車場</u>	<u>1,800 円</u>	<u>3,600 円</u>
<u>桜島団地駐車場</u>	<u>2,100 円</u>	<u>4,200 円</u>
<u>ハイツ旭が丘駐車場</u>	<u>2,000 円</u>	<u>4,000 円</u>
<u>高岡山杜の郷駐車場</u>	<u>1,800 円</u>	<u>3,600 円</u>
<u>潮風の街磯山駐車場</u>	<u>1,100 円</u>	<u>2,200 円</u>

第 1 号様式から第 4 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 2 条関係）

市営住宅入居申込書

世帯区分	希望団地	優先
		有（要件： 無

入 居 申 込 者	フリガナ		生年月日	年 月 日		
	氏名		電話番号			
	現住所	〒 ー				
	勤務先	名称		電話番号		
		所在地				
同 居 予 定 者	続柄	フリガナ 氏名	生年月日	職業又は 勤務先	同居別居の区 分	
			年 月 日		同居 別居	
			年 月 日		同居 別居	
			年 月 日		同居 別居	
			年 月 日		同居 別居	
現在住んで いる住宅		1 持家 2 親又は兄弟の家 3 間借り 4 社宅又は寮 5 借家又はアパート 6 その他（ ）				
上記のとおり相違ありませんので、必要書類を添えて、市営住宅の入居を申し込みます。 なお、鈴鹿市が入居者資格を審査するに当たり、入居申込者及び同居予定者の世帯状況、 市税の納付状況、暴力団員でないことを調査することに同意し、入居者資格に該当しない とき、この申込書に偽りがあるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。 （宛先）鈴鹿市長 年 月 日 入居申込者氏名_____						

第2号様式（第3条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

市営住宅入居決定通知書

下記のとおり条件を付して市営住宅の入居を決定しましたので、鈴鹿市市営住宅
条例第7条第3項の規定により通知します。

記

1 住所

2 団地名及び部屋番号

3 家賃（月額） 円

4 入居指定日 年 月 日

5 正当な事由なく入居指定日までに入居手続（契約書の提出及び敷金の納付）を
しないとき又は入居手続に不正があると認められるときは、この決定を取り消す
ことがあります。

6 正当な事由なく入居指定日から1か月以内に入居しないとき又は入居申込時
の同居家族が入居しないときは、この決定を取り消すことがあります。

7 婚姻予定者は、入居指定日から3か月以内に結婚し、及び同居しないときはこ
の決定を取り消すことがあります。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所

氏名

電話番号

市営住宅緊急連絡先届出書

連帯保証人の連署を必要としないことから、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第8条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

(フリガナ) 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 —		
電話番号	自宅 () —	入居者との関係	
	携帯 — —		

備考

- 1 入居者又は同居者以外の方を記入し、その方の住民票の写しを添付してください。
- 2 火災や漏水事故、安否確認等の際に入居者又は同居者の方と連絡が取れない場合、緊急連絡先に連絡します。
- 3 緊急時の対応の協力をお願いする場合がありますので、なるべく親族の方で、鈴鹿市内に居住している方を連絡先としてください。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

市営住宅同居承認申請書

下記の者を同居させたいので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

氏名	続柄	生年月日	現住所	職業又は勤務先	所得金額
申請の理由					同居期間

入居者との続柄等を証明する書類（住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書（戸籍謄本）等）及び同居予定者の収入を証明する書類（所得課税証明書等）を添付してください。

同居予定者記入欄	
同居を申請するに当たり、同居予定者の世帯状況及び暴力団員でないことの調査に同意します。	
年 月 日	
（宛先） 鈴鹿市長	
同居予定者 氏名	氏名
氏名	氏名
備考 この欄は、同居予定者本人がそれぞれ自署してください。	

第8号様式から第10号様式までを次のように改める。

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

市営住宅入居承継承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました入居承継の承認について、下記
のとおり決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第 1 1 条第 2 項の規定に
より通知します。

記

1 次のとおり承認する。

団地名及び部屋番号			
承継する者の氏名			
引き続き入居しようとする者の氏名	続柄	生年月日	
	本人		

備考

承認する者は、承認の日から 1 4 日以内に契約書を提出し敷金を納付してください。

2 次の理由により不承認とする。

理由

市営住宅入居者収入申告書

(宛先) 鈴鹿市長

鈴鹿市市営住宅条例第 15 条第 1 項の規定により私及び同居親族の前年（ 年 1 月 1 日から 年 12 月 31 日まで）の収入状況について、証明書を添付して申告します。

住宅名			
フリガナ		提出日	年 月 日
入居名義人		電話番号	

	氏名	性別	続柄	勤務先	所得の種類				所得金額	特扶	老扶	障害	特障	寡婦	ひとり親									
	生年月日			勤務先電話番号																				
名義人					給与	年金	事業	その他																
同居者					給与	年金	事業	その他																
					給与	年金	事業	その他																
					給与	年金	事業	その他																
					給与	年金	事業	その他																
					給与	年金	事業	その他																
					給与	年金	事業	その他																
				給与	年金	事業	その他																	
別居扶養者																								

第10号様式（第12条関係）

鈴 第 号

年 月 日

様

鈴鹿市長

印

市當住宅入居者收入認定・家賃決定通知書

世帯の収入（公営住宅法施行令第１条第３号の収入をいう。）について、下記のとおり認定し、家賃の決定をしましたので、鈴鹿市市営住宅条例第１５条第４項の規定により通知します。

記

名義人名	
住宅名	

認定年度	年度
所得金額合計 (A)	円
控除金額合計 (B)	円
認定月額 ((A - B) / 12)	円

[illegible]

第 1 2 号様式を次のように改める。

第12号様式（第12条関係）

鈴 第 号

年 月 日

様

鈴鹿市長 印

市営住宅入居者収入更正認定・家賃更正決定通知書

年 月 日付けで申請のありました収入の更正について、下記のとおり認定し、家賃の更正を決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第 12 条第 4 項の規定により通知します。

記

名義人名	
住宅名	

認定年度	年度
所得金額合計 (A)	円
控除金額合計 (B)	円
認定月額 ((A - B) / 12)	円

[illegible]

第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第13条関係）

鈴 第 号

年 月 日

様

鈴鹿市長

印

市営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 家賃 減 免 の 徴金 徴収猶予 について、

下記のとおり決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

記

現行	敷金	家賃月額
	円	円

減免額	敷金	家賃月額
	円	円

減免後の額	敷金	家賃月額
	円	円

減免又は徴収	1	年	月	日から	年	月	日まで
猶予の期間	2	年	月	日から明渡し時まで			

第 16 号様式を次のように改める。

第 1 6 号様式（第 1 5 条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

市営住宅一部用途併用承認申請書

市営住宅を住宅以外の用途に一部併用して使用したいので、鈴鹿市市営住宅条例
施行規則第 1 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

目的又は理由	
使用したい期間	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から明渡し時まで

市営住宅管理人 の意見	市営住宅管理人氏名
----------------	-----------

備考 一部用途併用が、市営住宅の模様替えに及ぶ場合については、市営住宅模様
替え承認申請書（第 1 8 号様式）を併せて提出すること。

第18号様式から第20号様式までを次のように改める。

第 18 号様式（第 16 条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所

氏名

電話番号

市営住宅模様替え承認申請書

模様替えをしたいので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 模様替えの概要

模様替えの内容	
目的又は理由	
工事期間	承認の日から約 日間
使用期間	

2 次の事項を遵守し、後日異議の申立てはしません。

（１） 模様替えについて、取り払いの指示があった場合は、自費で即時に無条件で撤去し、原状に復します。

（２） 住宅の明渡しの際は、退去前に自費で原状回復又は撤去を行います。

市営住宅管理人の意見	
	市営住宅管理人氏名

備考 模様替えの仕様図面等を添付すること。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

市営住宅模様替え承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました模様替えの承認について、下記
のとおり決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第 1 6 条第 3 項の規定に
より通知します。

記

1 次のとおり承認する。

模様替えの内容	
工事期間	
承認する期間	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から明渡し時まで

2 次の理由により不承認とします。

理由

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

市営住宅収入超過者（高額所得者）収入更正申請書

収入超過者
年 月 日付けで通知のあった の認定について、下記の
高額所得者
とおり更正したいので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第 1 7 条第 1 項の規定により
申請します。

記

収入認定額	月額	円
家賃決定額	月額	円

意見（更正を必要とする理由）	
----------------	--

備考 更正をしなければならないことを明らかにする関係書類又は更正の判断の参考となる書類を添付すること。

第 28 号様式から第 30 号様式までを削る。

第 27 号様式を第 28 号様式とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

市営住宅使用許可（不許可）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました市営住宅の使用について、下記のとおり決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第 2 3 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 次のとおり承認する。

名称					
所在地					
代表者の職及び氏名					
使用目的					
使用期間	年	月	日から	年	月 日まで
使用者等（職員その他の者を含む。）の人数	計 人				

2 次の理由により不承認とする。

理由

第 2 6 号様式を削り、第 2 5 号様式を第 2 6 号様式とし、第 2 1 号様式から第 2 4 号様式までを 1 様式ずつ繰り下げ、第 2 0 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 2 1 号様式（第 1 7 条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

市営住宅収入超過者（高額所得者）収入更正認定通知書

年 月 日付けで申請のありました収入更正について、下記のとおり認定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第 1 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

入居名義人	
団地名及び部屋番号	

認定年度	年度
所得金額合計（A）	円
控除金額合計（B）	円
認定月額（（A－B）／12）	円
家賃月額	円 （ 年 月分から 年 月分まで）
更正の内容	1 収入の額の変更 2 家賃の額の変更 3 収入超過者の認定の取消し 4 高額所得者の認定の取消し 5 高額所得者の認定を収入超過者の認定へ変更 6 収入超過者の認定を高額所得者の認定へ変更
更正の理由	

第 28 号様式の次に次の 8 様式を加える。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 氏名
住所
電話番号

市営住宅駐車場使用申込書

駐車場を使用したいので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第 2 8 条の 3 第 1 項の規定により、下記のとおり申込みます。

記

団地名及び部屋番号	
申込みの駐車場区画	() 区画目 (台目)
使用者 (所有者)	()
入居者との続柄	
自動車登録番号又は 車両番号	
車種名	
使用期間	年 月 日から明渡し時まで

備考

- 1 自動車検査証の写しを添付すること。
- 2 鈴鹿市市営住宅条例第 5 5 条の 2 第 3 項ただし書の場合に該当する者は、身体障害者手帳の写しその他の駐車場の使用について配慮を必要とする事由を証する書類を添付すること。

第 3 0 号様式（第 2 8 条の 5 関係）

（表）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

市営住宅駐車場使用決定（不決定）通知書

年 月 日付けで申込みのありました駐車場の使用について、下記
のとおり決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第 2 8 条の 5 の規定によ
り通知します。

記

1 次のとおり決定する。

団地名及び部屋番号	
申込みの駐車場区画	() 区画目 (台目)
駐車場区画番号	
駐車場使用料 (月額)	円
使用者 (所有者)	()
入居者との続柄	
自動車登録番号又は 車両番号	
車種名	
使用期間	年 月 日から明渡し時まで

2 次の理由により不決定とします。

理由

3 裏面の使用決定事項、鈴鹿市市営住宅条例及びこれに基づく指示を遵守し
てください。

(裏)

市営駐車場使用決定事項

1 使用決定の条件

- (1) 市営住宅内の秩序を乱し、他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 市は、駐車場で発生した全ての車両事故及び人身傷害並びに自然災害若しくは不可抗力による損害又は盗難その他第三者の行為に起因して発生した損害について、一切の賠償の責めを負わない。使用の決定を受けた駐車場の区画が他人に侵害されたことによる使用者の損害についても同様とする。
- (3) 使用者は、使用者の責めに帰すべき事由により、駐車場又はその附帯する設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市に対し損害賠償をしなければならない。
- (4) 次の場合は、使用決定を取消し、明渡しを請求することがある。
 - ア 偽りその他不正の行為により使用決定を受けたとき。
 - イ 駐車場使用料を3月以上滞納したとき。
 - ウ 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
 - エ 正当な事由によらないで1月以上駐車場を使用しないとき。
 - オ 市営住宅の明渡しの請求を受けたとき。
 - カ 駐車場を使用する条件を満たさなくなったとき。
 - キ 市長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- (5) 使用者は、駐車場において次の禁止行為をしてはならない。
 - ア 使用決定を受けた駐車場区画以外の場所に駐車すること。
 - イ 駐車場区画を他の者に貸し、又は使用の権利を他の者に譲渡すること。
 - ウ 駐車場区画を駐車場以外の用途に使用すること。
 - エ 駐車場区画内に引火性若しくは発火性の物品又は他の使用者の駐車に支障となる物品を持ち込むこと。
 - オ 駐車場区画の現状を変更し、又はこれに工作物を設置すること。

2 各種申請・届出について

駐車場使用者の変更、駐車車両の変更、駐車場の1月以上の不使用等の場合は、市長へ届け出ること。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

市営住宅駐車場使用料減免（徴収猶予） 申請書

使用料の減免を
徴収猶予を受けたいので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第 2 8 条の 6 第

2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

現行	使用料 月額 円				
減免又は徴収猶予の希望期間		年 月 日から 年 月 日まで			
世帯員の状況	氏名	続柄	生年月日	職業又は勤務先	月収
		本人			円
					円
					円
					円
					円
生計の状況	収入		支出		
	項目	金額	項目	金額	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
申請の理由					

備考

- 1 住民票の写しを添付すること。
- 2 生活困窮の状況にあることを証明する書類(退職証明書、給与支払証明書等)を添付すること。

第 3 2 号様式（第 2 8 条の 6 関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

市営住宅駐車場使用料減免（徴収猶予）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました使用料の減 免 徴収猶予について、下

記のとおり決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第 2 8 条の 6 第 3 項の
規定により通知します。

記

現行	使用料月額			
	円			
減免額	使用料月額			
	円			
減免後の額	使用料月額			
	円			
減免又は徴収猶予 の期間	1	年	月	日から 年 月 日まで
	2	年	月	日から明渡し時まで

第 3 3 号様式（第 2 9 条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所
氏名
電話番号

市営住宅駐車場申込内容変更届出書

年 月 日付け鈴 第 号で決定を受けた駐車場の使用について、下記のとおり当初の申込みの内容に変更が生じたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第 2 9 条の規定により届け出ます。

記

1 変更が生じた事項

変更の内容	変更前	変更後

2 変更の理由

3 変更年月日

年 月 日

備考 駐車車両を変更した場合は、変更車両の自動車車検証の写しを添付すること。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所
氏名
電話番号

市営住宅駐車場一時不使用届出書

駐車場を一時不使用したいので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第 3 0 条の規定により、下記のとおり届け出ます。なお、不使用の期間においても使用料を納付するとともに、保管についての一切の責任を負います。

記

団地名及び部屋番号							
駐車場区画番号							
不使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間						
理由							
不使用中の連絡先		住所 氏名 電話番号					
不使用中の駐車場管理者		住所 氏名 電話番号					
市営住宅管理人の意見		市営住宅管理人氏名					

第 3 5 号様式（第 3 1 条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所
氏名
電話番号

市営住宅駐車場返還届出書

駐車場を返還したいので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第 3 1 条の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

団地名及び部屋番号	
駐車場区画番号	
返還年月日	年 月 日
使用者（所有者）	()
自動車登録番号 又は車両番号	
車名	
設置物の処理	有 無

市営住宅管理人氏名	
-----------	--

第 3 6 号様式（第 3 8 条関係）

（表）

第	号
身分証明書	
職	氏名
上記の者は、鈴鹿市市営住宅条例第 5 8 条第 1 項の規定に基づく検査を行う者であることを証明する。	
年	月 日
鈴鹿市長	印

（裏）

鈴鹿市市営住宅条例抜粋

（立入検査）

第58条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適切な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第 1 項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第28条の3の次に5条を加える改正規定（第28条の6から第29条の2までに係る部分に限る。）、第29条を第30条とし、同条の次に2条を加える改正規定（第32条に係る部分を除く。）及び第28号様式の次に次の8様式を加える改正規定（第31号様式から第35様式に係る部分に限る。）は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の鈴鹿市市営住宅条例施行規則の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この規則の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。